

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	三六
○ 産業廃棄物処理施設変更の許可の申請があった件	三六
○ 保安林の指定をする予定である件三件	三六
○ 土地収用法により土地に立ち入ることを許可した件	三六
○ 道路の区域を変更する件	三六
○ 道路の供用を開始する件二件	三六
○ 公告	三六
○ 一般競争入札を行う件二件	三六
○ 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	三六
○ 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	三六
○ 福島県教育委員会	三六
○ 福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則	三六

告 示

福島県告示第五百八十二号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設を変更しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び同条第二項において準用する法第十五条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。
 なお、この申請に関し利害関係を有する者は、法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条第六項の規定により、意見書を提出することができる。
 令和四年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請及び申請書等の縦覧に係る事項
 - 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2 双葉地方広域市町村圏組合 管理者 遠藤 智
 - 3 福島県双葉郡富岡町小浜五百五十三番地の一
 - 4 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - 5 福島県双葉郡大熊町大字小入野字東大和久百八十三番二 外十五筆
 - 6 産業廃棄物処理施設の種類
 - 7 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ハに規定する管理型最終処分場 一基
 - 8 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (一) 燃え殻
 - (二) 汚泥
 - (三) 廃プラスチック類
 - (四) 紙くず
 - (五) 木くず
 - (六) 繊維くず
 - (七) 金属くず
 - (八) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
 - (九) 鉱さい
 - (十) ばいじん
- 2 意見書の提出に係る事項
 - 1 提出期限
 - 2 令和四年十月十三日
 - 3 提出先
 - 4 福島県相双地方振興局県民環境部環境課
 - 5 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
 - 6 意見書の記載事項（いずれも日本語で記載すること。）
- 3 縦覧期間及び縦覧時間
- 4 令和四年八月三十日から同年九月二十九日まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）に規定する県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 5 縦覧場所
 - (一) 福島県相双地方振興局県民環境部環境課
 - (二) 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
 - (三) 大熊町環境対策課
 - (四) 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平千七百七十七番

- (一) 提出しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (二) 対象事業の名称
 - (三) 具体的な利害関係の内容
 - (四) 生活環境の保全上の見地からの意見
- (産業廃棄物課)

福島県告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 南相馬市鹿島区烏崎寺前六の一、七から九まで、一〇の一、一一から一五まで、一六の一、一七から二三まで、二四の一、字南入二二八の一、二二九の一、二三〇の一、二三一の一、二三二の一、二三三の一、二三四、二三五
 - 二 指定の目的
 - 潮害の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林保全課)

福島県告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 双葉郡浪江町大字棚塩字根町一八の一、一九、二〇の一、二〇の二、二二、二二の一、二二、二六、二六の二、二七、三〇の二、三二の一、三七、字東原六二の三、六三、字砂田七一

- 二 指定の目的
 - 潮害の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、浪江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 南相馬市原町区北泉字地藏堂三から六まで、九から一一まで、一二の四から一二の六まで、一三、一四の一、一四の三、一九、二〇、一三三の二、一三三の三、二八八の二、三三一の一四から三三一の一六まで、五一八、五一九、五二一の二、五四七の二
 - 二 指定の目的
 - 潮害の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林保全課)

福島県告示第五百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、事業準備のための現地調査及び測量のため土地に立ち入ることについて、令和四年八月十日次のとおり許可した。

令和四年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 起業者の名称
東北電力ネットワーク株式会社
- 二 事業の種類
六十六キロボルト原町線保安対策九十六工事
- 三 立入区域
南相馬市原町区大原字社地神二十二番六、二十二番十二、二十二番十三及び二十二番十四
- 四 立入期間
令和四年九月一日から同年十二月二十七日まで

（土木総務課用地室）

福島県告示第五百八十七号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	東白川郡棚倉町大字上 台字古宿八二番一地从 から	変更前 変更後	二〇・五 二八・〇	一一・一
	同 郡同 町大字上 台字調練場三七番八地 先まで	変更後	一五・二 二〇・五	一一・一

（道路計画課）

福島県告示第五百八十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建

設事務所で令和四年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道井手長塚線	双葉郡双葉町大字長塚字原田三一 番一地从先から 同 郡同 町大字長塚字町西七五 番五地先まで	令和四年八月三〇日

（道路計画課）

福島県告示第五百八十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年八月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年八月三十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道北泉小高線	南相馬市原町区小浜字野馬沢一二 四番地先から 同 市原町区小浜字高柴一〇二 番地先まで	令和四年八月三〇日

（道路計画課）

公 告

公告第212号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県北保健福祉事務所ほか14施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年8月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県県北保健福祉事務所ほか14施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和4年12月1日から令和5年11月30日まで
- (4) 供給場所 福島県県北保健福祉事務所（福島県福島市御山町8番30号）ほか14施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年9月26日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課

電話024-521-7220

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年9月26日（月）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和4年8月30日（火）から同年9月26日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月19日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年9月6日（火）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和4年10月18日（火）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階401会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年10月17日(月)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at the Ken-poku Public Health and Welfare Office and 14 other facilities
1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 18 October 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 17 October 2022
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Social Health and Welfare Section, Social Health and Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan
TEL 024-521-7220

(保健福祉総務課)

公告第213号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるライブカメラ更新業務(流総)の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年8月30日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ライブカメラ更新業務(流総) 一式

- (2) 調達する特定役務の仕様等 入札説明書及び特記仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び特記仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 過去15年以内に、国、地方公共団体又は地方独立行政法人からライブカメラの製作及び据付を直接受託し履行した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年9月15日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部土木総室土木総務課
電話024-521-7456
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和4年8月30日（火）から同年9月15日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、特記仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙100枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所に令和4年9月8日（木）午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日時 令和4年10月12日（水）午前11時
 - (2) 場所 福島県庁本庁舎4階土木総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年10月11日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required: Live Camera of the River and Rain Integrated Information System for Flood Control in Fukushima 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 12 October 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 11 October 2022
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Public Works Section, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7456

(土木総務課)

公告第二百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
 令和四年八月三十日
 福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
 檜葉町土地改良区

就任した役員
 役別 氏名 住所
 監事 小澤 茂 双葉郡檜葉町大字井出字苜集十六番地四

(農村計画課)

公告第二百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 令和四年八月三十日
 福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
 安達土地改良区

退任した役員	役別	氏名	住所
理事	野地	久夫	二本松市下川崎字東北六二番地
同	遠藤	金夫	市小沢字北洞八八番地
同	佐藤	市郎	市油井字梨子木九四番地
同	佐藤	公伯	市吉倉字広田三九番地
同	斎藤	貞寛	市垣子内一一一番地
同	安齋	富恵	市上川崎字坂ノ下五六番地
同	安齋	栄	市油井字河窪四番地
同	松本	高雄	市油井字福岡二二番地五
同	大内	貞之	市油井字油井町一四番地
同	野地	伸一	市油井字桑原二五番地
同	尾形	栄喜	市米沢字新作七番地
同	齋藤	清恵智	市上川崎字小林七三番地二
同	菅野	勝己	市上川崎字田尻三一番地
同	野地	和美	市上川崎字下種田一五一番地
同	野地	太郎	市下川崎字中作五九番地
同	堀川	英二	市下川崎字古城内三二番地一
同	堀川	英二	市小沢字菖蒲沢四二番地

同	窪	秋佳	同	市吉倉字久保五一番地
同	官野	幸喜治	同	市油井字前作一一八番地
就任した役員	氏名		住所	
理事	野地	久夫	二本松市下川崎字東北六二番地	
同	佐藤	市郎	市油井字梨子木九四番地	
同	佐藤	公伯	市吉倉字広田三九番地	
同	安齋	久勝	市上川崎字大壇五七番地三	
同	斎藤	貞寛	市坦子内一一一番地	
同	尾形	栄喜	市米沢字小林七三番地二	
同	安齋	栄	市油井字河窪四番地	
同	菊地	仁行	市油井字福岡七八番地	
同	穴戸	貞之	市油井字油井町一四番地	
同	安齋	誠一	市渋川字館一番地	
同	野地	伸一	市渋川字新作七番地	
同	菅野	仁	市上川崎字北ノ内五五番地	
同	古川	美智男	市上川崎字下種田一一〇番地	
同	遠藤	一美	市小沢字原二〇六番地	
同	野地	和美	市下川崎字中作五九番地	
監事	堀川	英二	市小沢字菖蒲沢四二番地	
同	野地	太郎	市下川崎字古城内三二番地一	
同	官野	幸喜治	市油井字前作一一八番地	
同	安齋	好美	市上川崎字上種田一三三番地	
同	佐藤	繁雄	市吉倉字萱刈五四番地二	

(農村計画課)

福島県教育委員会

福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号

福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則

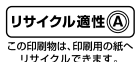
福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則(昭和四十年福島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附 則

第四条第二項第一号中「いわき海星高等学校」を「小名浜海星高等学校」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

(財務課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 印刷所 福島株式会社 第一印刷